

## 暴風警報・暴風雪警報及び各種特別警報発令時の登校要領

### 1 名古屋市に「暴風警報」・「暴風雪警報」及び「各種特別警報」が発令された場合の対応

#### (1) 登校前に発令された場合

- ・午前6時までに警報が解除された時は平常通り授業（考査）を行う。
- ・午前6時から午前11時までの間に警報が解除された時は午後の授業を行う。
- ・午前11時を過ぎても解除されない時は当日の授業を中止する。

#### (2) 在校時に発令された場合

直ちに授業・部活動その他の活動を中止し、学校の指示に従って避難する。帰宅方法の安全を確認した上で帰宅する。

#### (3) 登下校時に発令された場合

駅などの公共機関で情報を確認した上で帰宅する。

### 2 名古屋市に「暴風警報」・「暴風雪警報」及び「各種特別警報」が発令されていないが、自宅または通学経路に発令された場合の対応

原則として授業（考査）は行うが、発令されている地域の登校については以下のようにする。

#### (1) 午前6時までに自宅または通学経路に発令されている警報が解除された時は登校すること。

#### (2) 午前6時から午前11時までの間に解除された時は学校では授業（考査）を行っているが、交通や天候の状況を判断し、登校する場合は、安全には十分気をつけること。安全が確保できない場合には、保護者と相談し、登校を見合わせることを。

#### (3) 午前11時を過ぎても解除されない場合も（2）と同様の扱いとする。

### 3 名古屋市に大雨・大雪警報が発令された場合の対応

原則として授業を行う。浸水・土砂崩れ、洪水など地域によって状況が異なるので、登校する場合は危険を冒すことなく十分に注意すること。

### 4 定期考査、課題考査の日に名古屋市に暴風・暴風雪警報及び各種特別警報が発令された場合の対応

午前6時までに解除されない時は休校とする。なお、当日の考査は試験最終日の次の日に変更する。